

第1回 鳥栖市都市計画道路 見直し検討懇話会

平成20年9月3日

鳥栖市 建設部 都市整備課

はじめに

■ 本懇話会の趣旨と審議内容

- 計画決定後、長期間事業に着手できていない都市計画道路(長期未着手都市計画道路)の取扱が、全国的な課題となっており、本市においてもこれら**長期未着手都市計画道路の「今後のあり方」**を検討しています。
- 本懇話会では、鳥栖市の持続的発展に向け、昨年示した「鳥栖市都市計画道路見直しの基本的な考え方」に基づきながら、「**評価方法の妥当性**」「**評価指標の過不足・公平性**」等について、外部機関から**ご意見を頂きたい**と考えています。

はじめに

■ 本日のテーマ及び審議内容

- ①都市計画及び都市計画道路に関する**認識の共有**
- ②鳥栖市の都市計画道路の**現状把握**
- ③鳥栖市の都市計画道路**見直しの必要性の確認**
- ④「**鳥栖市**都市計画道路**見直し**の**基本的な考え方**」
の**確認**
- ⑤鳥栖市における都市計画道路**見直し方法**の**概要**
の**紹介**

「佐賀県長期未着手都市計画道路見直しガイドライン(平成19年11月)」の紹介

1. 都市計画とは？

■ 都市計画によって定められるもの

- 土地利用
- 都市施設（道路、公園、下水道等）
- 市街地開発事業など

■ 都市計画制度

- 大正 8年：当初公布
- 昭和44年：新都市計画法の公布

※旧鳥栖町では昭和16年に初めて都市計画決定
（道路2路線）

2. 都市施設の種類

- 都市に必要な都市施設



3. 都市計画道路(街路)とは？

【機能】

- ①生活者の利便性向上②住環境の維持③都市防災

【役割】

- 将来の都市像を実現するための手段
- 市民生活や産業活動を支える重要な役割

これらの機能を確保するために



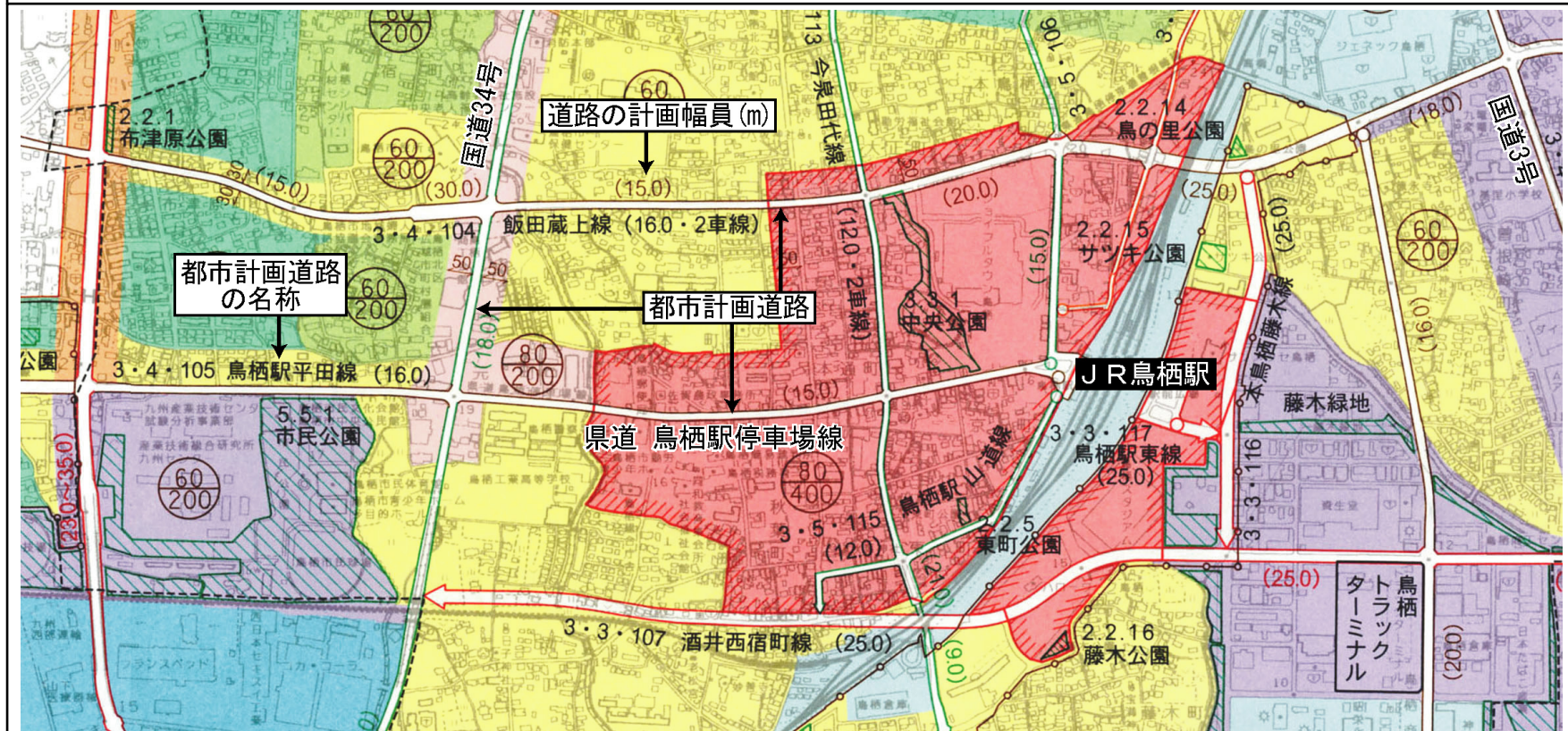
- 安全で円滑な交通が確保される構造で計画
- 沿道市街地の環境や景観の向上を図る計画

円滑な事業実施のために



- 都市計画道路では必要な道路の区域を予め提示

▼都市計画図の一部（JR鳥栖駅周辺）



▼都市計画道路として
整備が完了した道路
(計画幅員 16mで整備された道路)



▼都市計画道路としての
整備が遅れている道路
(歩道が無い)

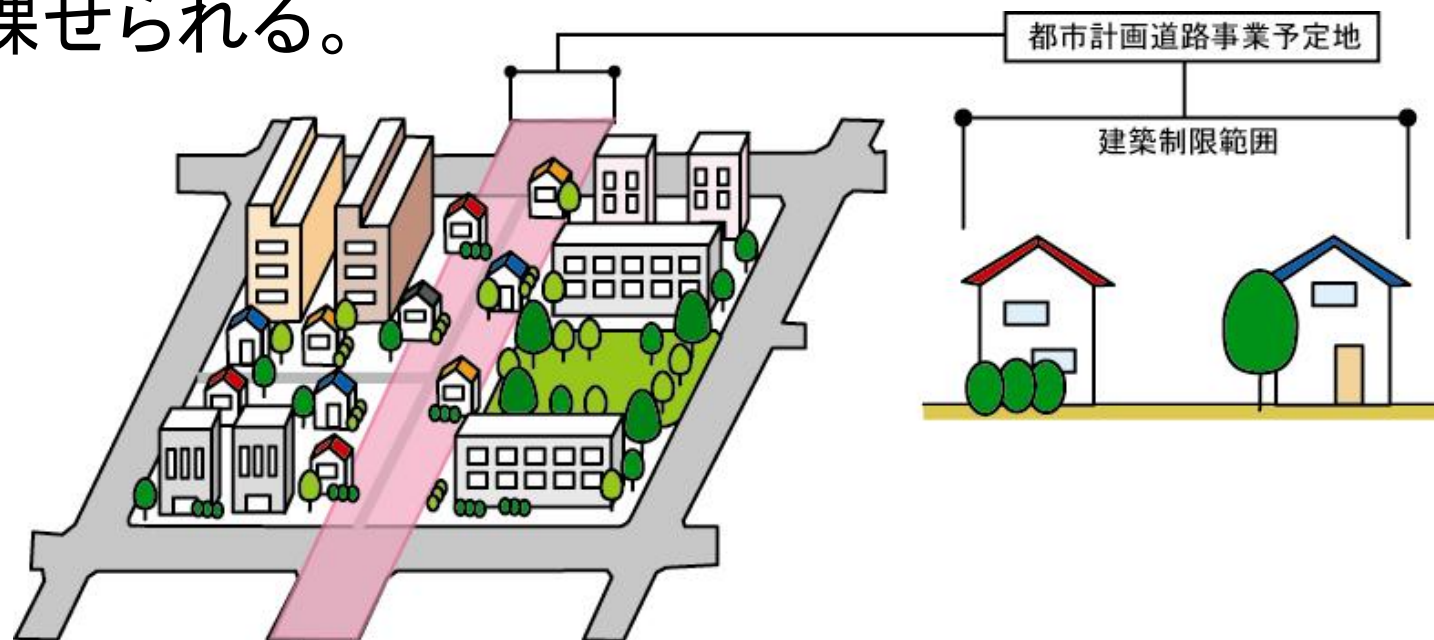


■ 都市計画決定の役割(効果)

- ①都市計画制限をかけることにより、計画施設の空間を将来的に担保できる(53条規制)
- ②その事業に当たっては、補助金制度を活用できる
- ③街路事業における「事業認可等」の手続きをもって土地収用法の適用における「事業認定」の手続きに代えることができる
- ④地権者は、計画に合わせて土地の使い方を考えることができる

■ 計画区域内での建築規制(53条規制)

○将来の事業が円滑に実施できるよう、建築について規制が課せられる。



都市施設の計画された区域の中に**一定規模以上の建物が建てられないなどの規制**がかけられる。

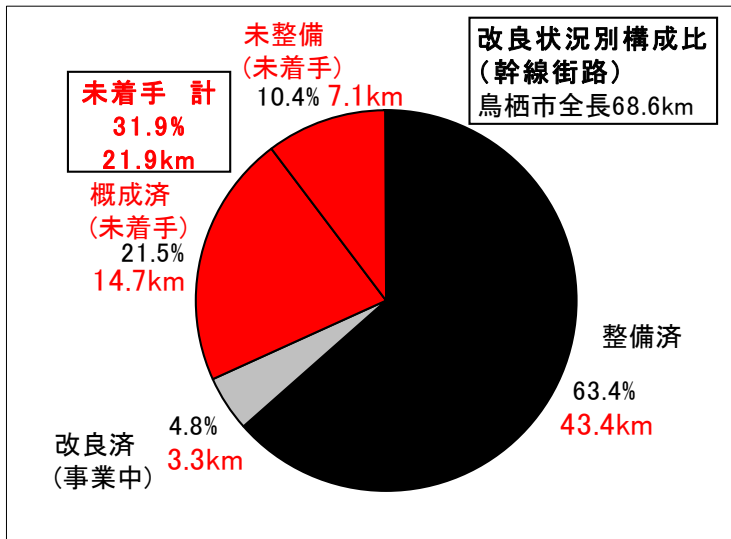
(建築が許可されるものの例)

- ①階数が2階以下で地下室が無いもの
- ②木造・鉄骨造りなど移転や撤去が容易なもの

4. 鳥栖市の都市計画道路の現状

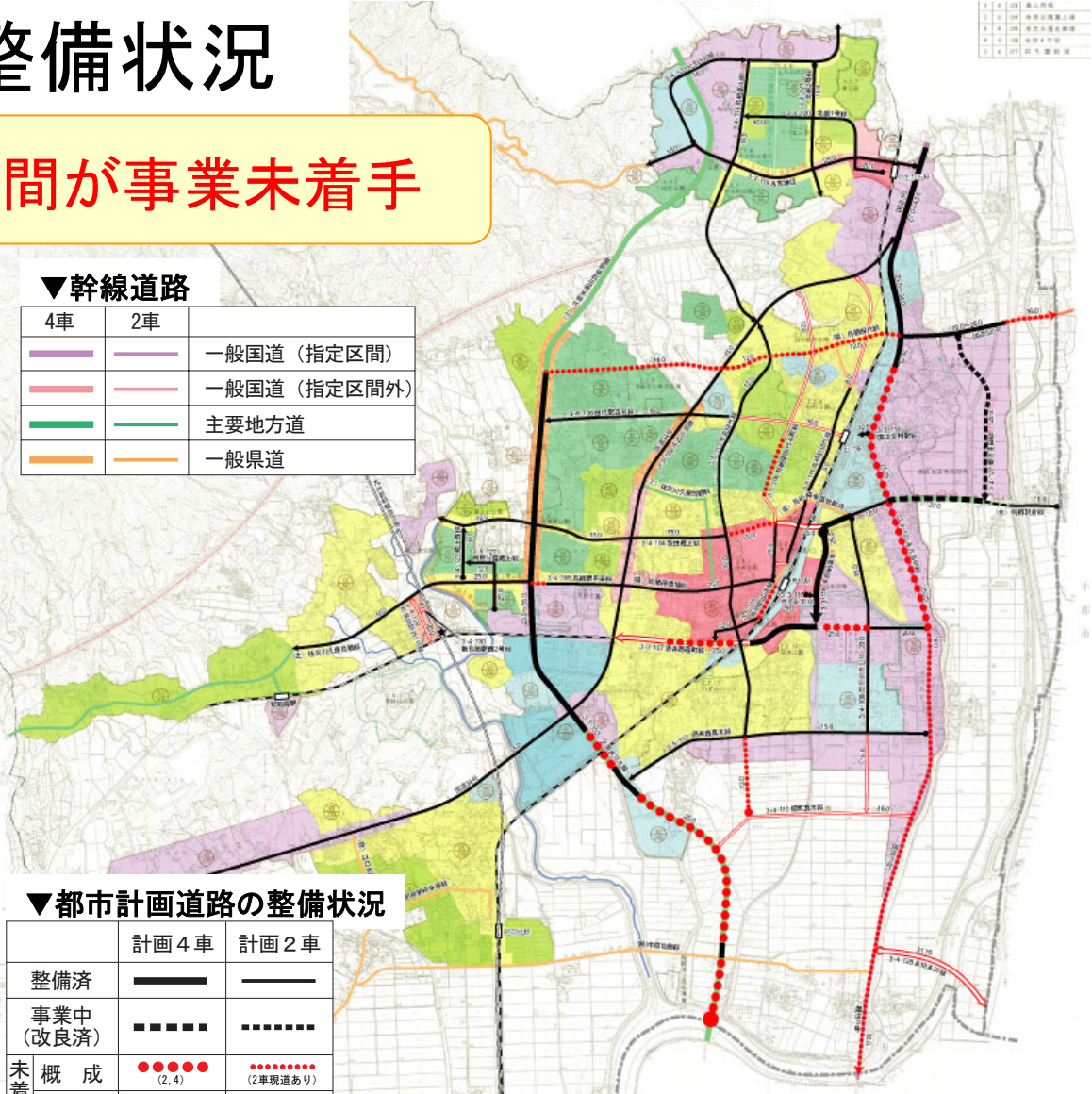
■ 都市計画道路の整備状況

○ 総延長の約1/3の区間が事業未着手



▼ 幹線道路

4車	2車	
		一般国道 (指定区間)
		一般国道 (指定区間外)
		主要地方道
		一般県道



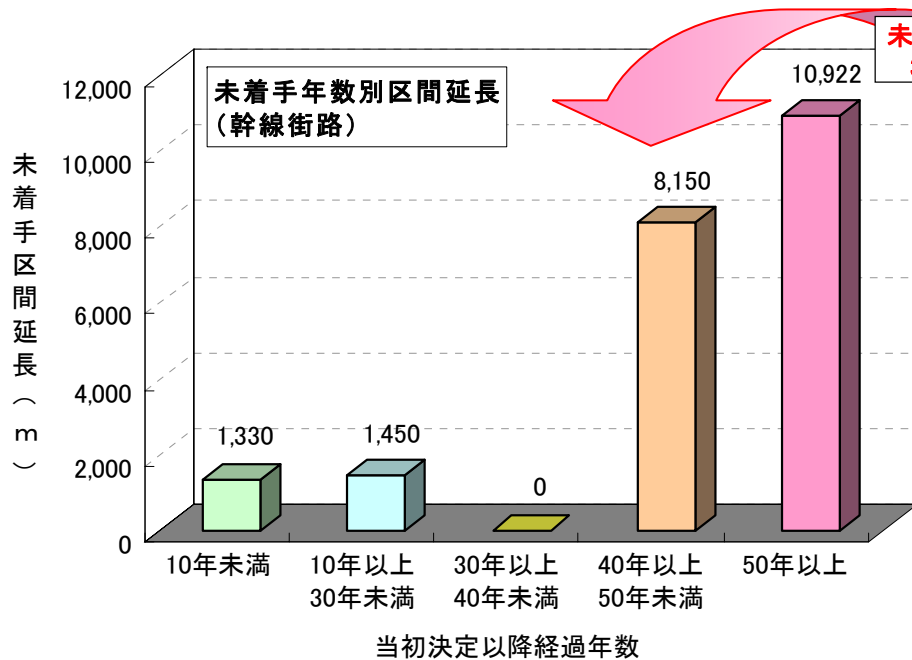
▼ 都市計画道路の整備状況

	計画 4車	計画 2車
整備済		
事業中 (改良済)		
未着手		
概成		
未整備		

整備済・・・都市計画決定された幅員どおりに整備されたもの
 改良済・・・用地買収が完了し暫定供用(車道が完成)しているもの
 概成済・・・現道が片側一車線確保されているもの
 未整備・・・現道がないもの

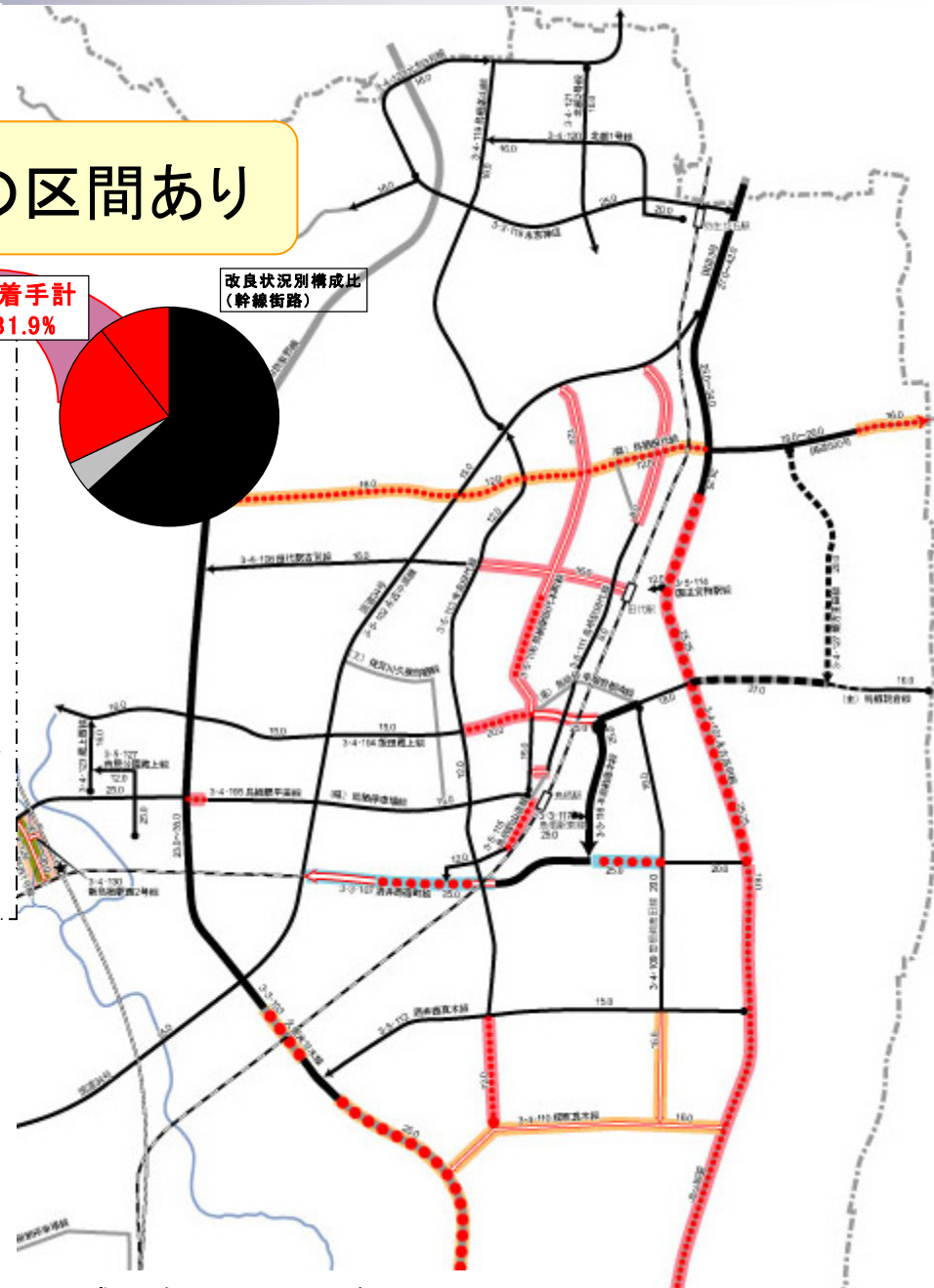
都市計画道路網の変遷

○30年以上の長期間未着手の区間あり



未着手計
31.9%

改良状況別構成比
(幹線街路)



▼都市計画道路の整備状況

	計画4車	計画2車
整備済	——	——
事業中 (改良済)	——	——
未着手	概成 (2,4)	(2車現道あり)
	未整備	——

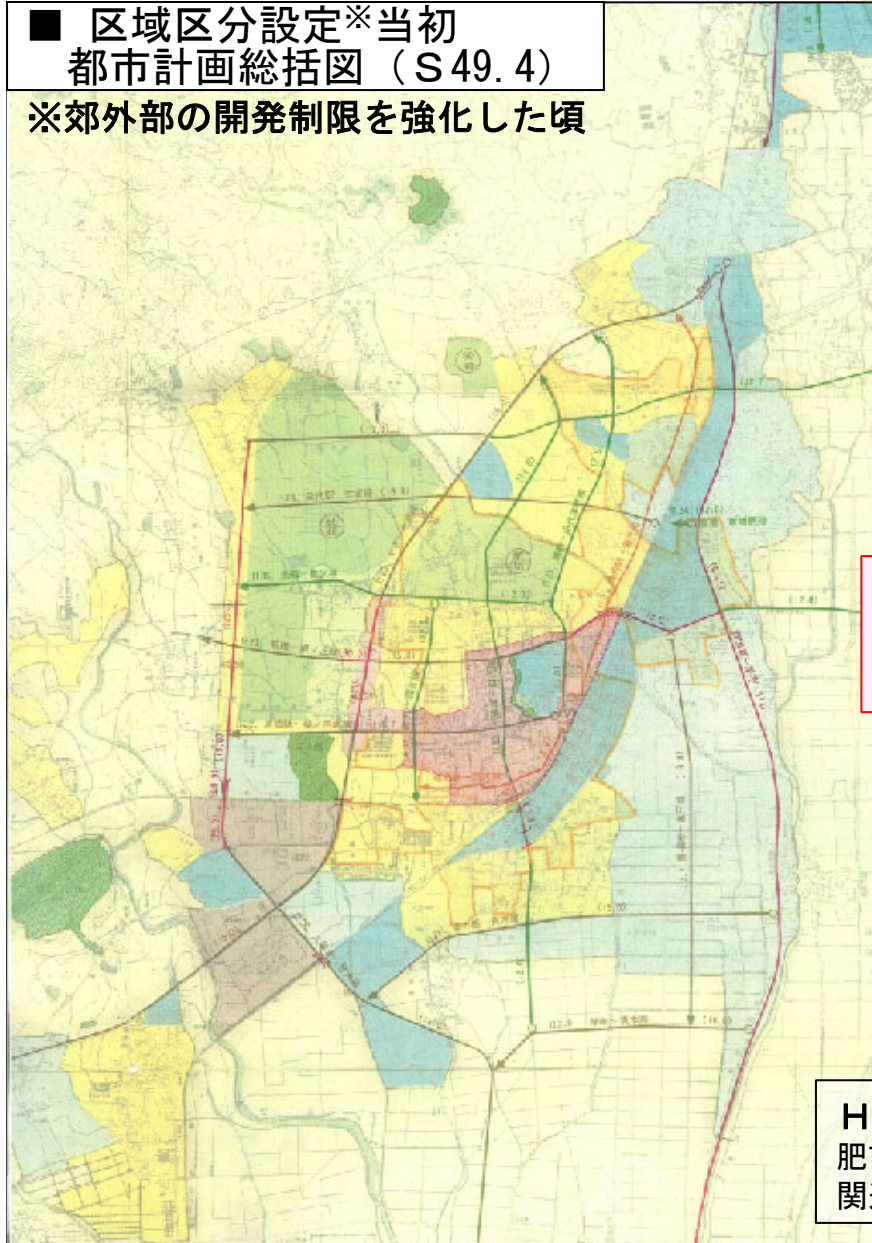
▼路線別未着手年数

■	10年未満
■	30年未満
■	40年未満
■	50年未満
■	50年以上

(平成20年3月31日現在)

市街化区域の拡大

■ 区域区分設定※当初
都市計画総括図 (S49.4)
※郊外部の開発制限を強化した頃



■ 都市計画総括図
(H20現在)

H2年
鳥栖北部丘陵新
都市関連

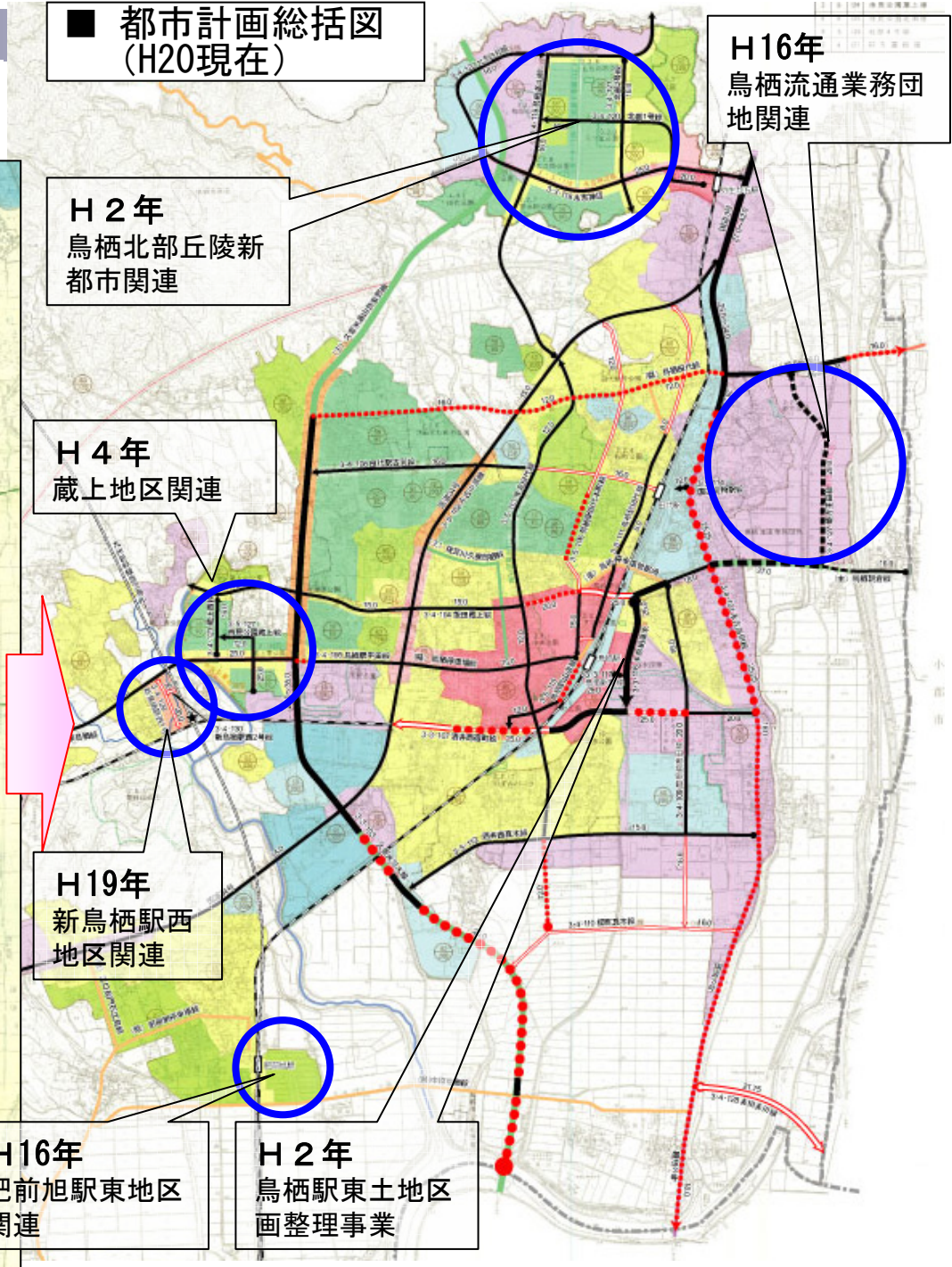
H4年
蔵上地区関連

H19年
新鳥栖駅西
地区関連

H16年
肥前旭駅東地区
関連

H2年
鳥栖駅東土地区
画整理事業

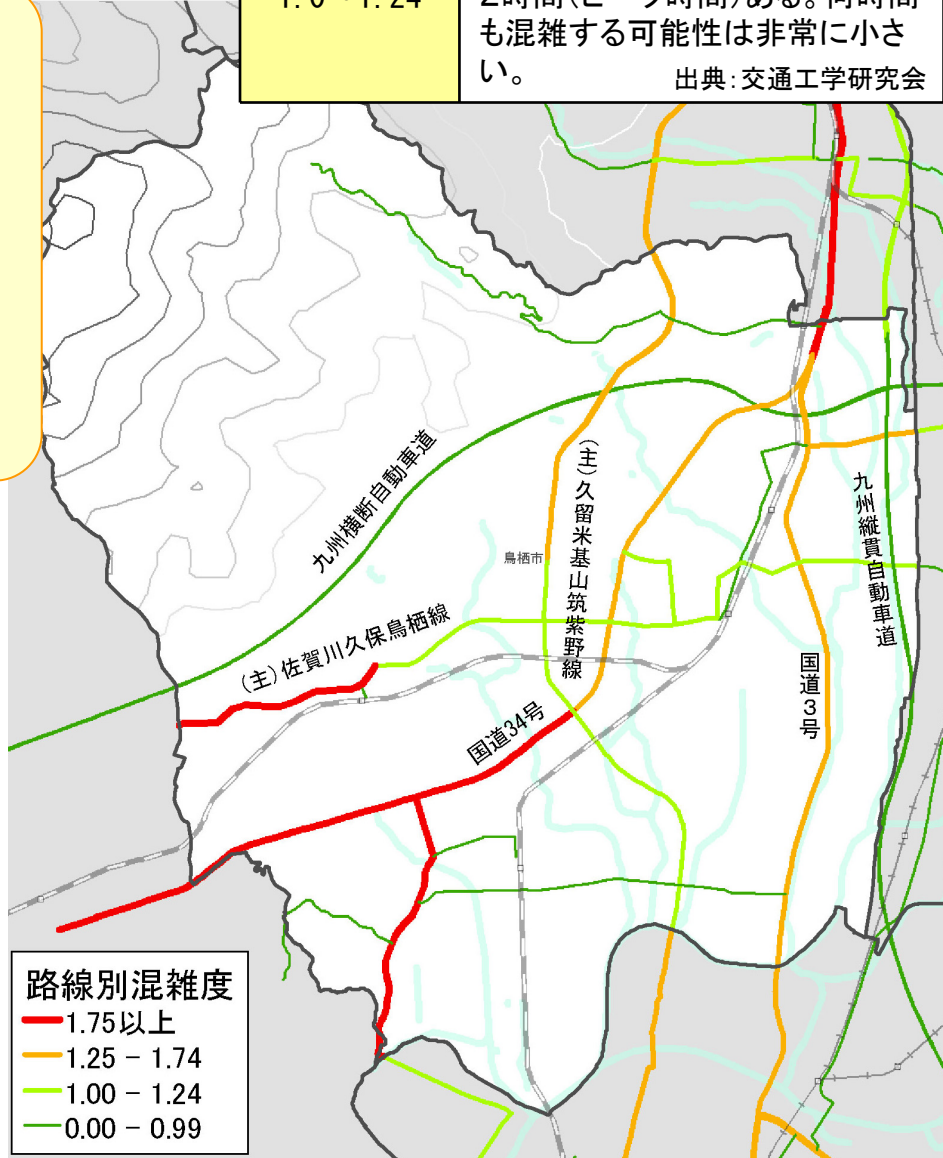
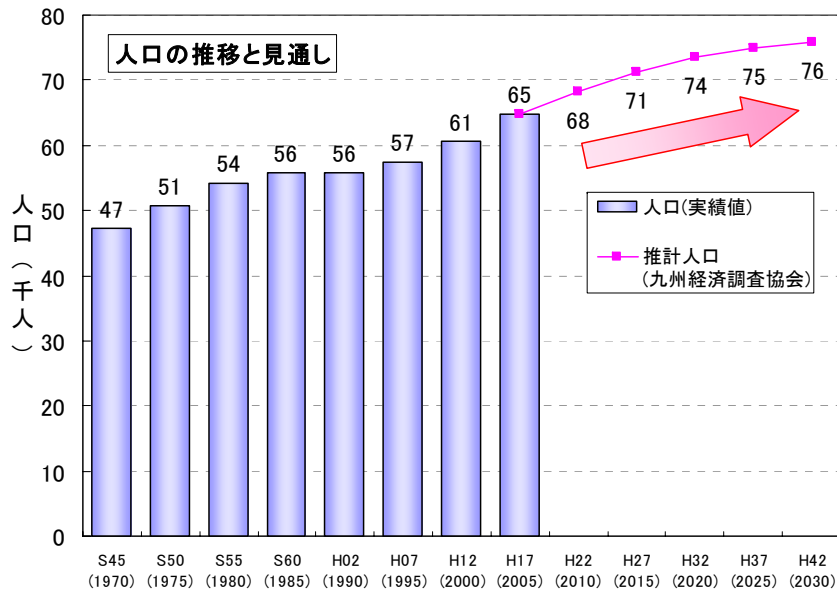
H16年
鳥栖流通業務団
地関連



■ 想定される交通需要の増加

- 鳥栖市の人口は増加傾向であり、交通需要も増加する見通し
- 幹線街路の整備は重要な課題

混雑度ランク	交通状況の推定
1.0~1.24	昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が1~2時間(ピーク時間)ある。何時間も混雑する可能性は非常に小さい。 出典:交通工学研究会



出典)H17道路交通センサス

■ 見直しの背景と必要性(まとめ)

- 総延長の約1／3が未着手区間
- うち50年以上経過区間が概ね半分を占め、今後も増加する可能性
- 社会情勢変化により、計画決定根拠が変化している路線も存在する可能性
- 交通需要は増加見通しで、幹線街路の整備は重要な課題
- 現状でも道路整備予算が減少しており、既定の計画通り整備できない可能性が増大
- 計画区域内の土地に規制がかかり続け、土地利用計画が立てづらい状況が継続する可能性



社会情勢変化を踏まえて将来的な必要性・実現性を検討し、計画を見直す必要がある

■ 見直しがなされない場合の問題点

	問題点
住 民	○実現性の低い路線においても建築制限が継続し、 新たな土地活用 ができない 等
行 政	○時間経過により 長期未着手路線 が更に 増加 ○実現性の低い計画が存続され、更に 長期間建築制限 をかけ続けることになる 等

5. 見直しの基本的な考え方

- 鳥栖市都市計画道路見直しの基本的な考え方は、佐賀県のガイドラインを参考にしつつ、鳥栖市の地域特性を反映して評価を行うものとして作成しています。

1. 検討対象区間の設定

未着手区間の抽出、課題等の整理



2. 見直し対象区間の設定

- 事業中及び事業見込みを除いた区間を対象区間とする
- 各区間で評価を実施して計画の見直しが必要な区間を設定



3. 見直し方針・変更素案の作成

(1) 見直し方針の設定

- ①道路の位置、幅員、構造等の変更のあり方
- ②廃止候補となる区間

(2) 変更素案の作成

- 将来利用交通量を推計し、方針が妥当か確認
- 交通処理上問題がある場合、修正・再検討し「変更素案」を作成

具体的な見直しの方法については、「佐賀県都市計画道路見直しガイドライン」を参考に進める